

飯山市第4期障がい福祉計画

(平成27年度～平成29年度)

障がいのある人の自立の支援及びサービスの提供に関する計画

飯山市

目 次

第1章 計画策定の基本的な考え方	1
1 障がい福祉計画策定の背景・趣旨	1
2 障がい者総合支援法への改正	2
3 基本的な視点	3
4 サービス確保に関する考え方	4
5 計画期間	6
第2章 平成29年度の数値目標の設定	7
1 施設入所者の地域生活への移行	7
2 施設入所者の退所数	7
3 地域生活支援拠点等の整備	8
4 福祉施設から一般就労への移行	8
5 就労移行支援事業利用者数	8
第3章 自立支援給付サービスの見込量と そのサービス量確保のための方策	9
1 訪問系サービス	9
2 日中活動系サービス	11
3 居住系サービス	14
4 相談支援	16
5 児童相談支援	17
第4章 地域生活支援事業のサービス見込量と そのサービス量確保のための方策	19
1 必須事業	19
2 任意事業(その他の事業)	27

第1章 計画策定の基本的な考え方

1 障がい福祉計画策定の背景・趣旨

障がい者制度は、平成15年度において、障がい者の自己決定を尊重するため、行政が障がい者に必要なサービスの内容等を決定する措置制度から、障がい者が自ら事業者と契約し、サービスを選択できる支援費制度へと転換しました。

平成18年度においては、障害者自立支援法の施行により、身体障がい者及び知的障がい者に加え、支援費制度の対象となっていなかった精神障がい者も含めた一元的な制度を確立しました。また、同法においては、地域生活への移行や就労支援といった課題に対応するとともに、障がい者等が自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な障がい福祉サービスや相談支援等が受けられるよう、福祉施設や事業体系の抜本的な見直しを行いました。さらに、市町村に対して障がい福祉計画（障害者自立支援法第88条）の作成を義務付け、サービスの提供体制を計画的に整備する仕組みを導入しました。

その後、障害のある人への差別を禁止する「障害者権利条約」批准に必要な国内法の整備を行い、平成26年1月20日に国連事務局に批准書が寄託され同年2月19日に発効されました。

また、平成25年度に障害者自立支援法が改正され、障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「総合支援法」という）として施行されました。総合支援法においては、障がい者等が日常生活又は社会生活を営むための支援は、共生社会を実現するため、社会参加の機会の確保及びどこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会における共生を妨げられないこと並びに社会的障壁の除去に資するよう、総合的かつ計画的に行わなければならない旨を基本理念として掲げています。

特に、平成27年度からは全てのサービス利用者に関してサービス等利用計画の作成が可能な体制を整備することを前提として、平成29年度末の目標を設定します。

本市においては、平成21年3月に第2期障害福祉計画（平成21年度～平成23年度）を、平成24年3月に第3期障がい福祉計画（平成24年度～平成26年度）を策定し、その最終年度である平成26年度を迎え、新たに第4期計画を策定するものです。本計画では、総合支援法の基本理念を基にして、障がい者の日常生活を支えるサービスの見込量を確保するための方策等を定めます。なお、計画策定にあたっては、当市の「飯山市第5次総合計画前期基本計画」との調整を図りつつ、障がい者施策の基本的方針である「飯山市障がい者計画」と整合性を保つものとしします。

2 障がい者総合支援法への改正～障がい福祉政策の流れ～

障がい児・障がい者施策は平成15年度からノーマライゼーション*の理念に基づいて導入された支援費制度により充実が図られました。しかし、制度が身体・知的・精神という障がい種別でわかりにくく使いにくいことやサービスの提供において地方公共団体間の格差が大きいなどの理由により、平成18年からは障害者自立支援法が施行されました。その後、「障がい者制度改革推進本部」等における検討を踏まえて、制度の谷間を埋めるために障がい児については児童福祉法を根拠法に整理するとともに難病等を対象とするなどの改正を行い、平成25年4月に障害者総合支援法が施行されました。

この法律の主な改正点は次のとおりです。

*ノーマライゼーション：「障がいのある人もない人も均等に当たり前に生活できるような社会こそがノーマル（正常）な社会である」という考え方。

(1) 法律名の改正

「障害者自立支援法」を「障害者総合支援法」に改正しました。

(2) 目的の改正

法の目的の中で、「障害者及び障害児が自立した日常生活又は社会生活を営む」との表記を「障害者及び障害児が基本的人権を享受する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営む」とするとともに「地域生活支援事業」による支援を含めた総合的な支援を行うことが明記されました。

(3) 基本理念

法に基づく日常生活・社会生活の支援が、共生社会を実現するため、社会参加の機会の確保及び地域社会における共生、社会的障壁の除去に資するよう、総合的かつ計画的に行われることが新たに掲げられました。

(4) 障がい児・障がい者の範囲の拡大

「制度の谷間」を埋めるため、障がい児・障がい者の範囲に難病患者等が加わりました。

(5) 障害支援区分の創設

障がいの区分について、障がいの多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示す「障害支援区分」に改められました。

(6) 障がい者に対する支援

(ア) 重度訪問介護の対象者の拡大

重度訪問介護の対象として、重度の肢体不自由者だけでなく重度の知的障害のある人及び精神障害のある人を加えました。

(イ) ケアホームとグループホームの一元化

ケアホーム（共同生活介護）とグループホーム（共同生活援助）がグループホームに一元化され、地域生活の基盤となる住まいの場の確保の促進が図られました。また、一人で暮らしていきたいというニーズに応じていく観点から、グループホームと連携した「サテライト型住居」が創設されました。

(ウ) 地域移行支援の対象拡大

地域移行支援は、生活保護法の救護施設、更生施設、刑事収容施設、及び被収容者等の処遇に関する法律の刑事施設、少年院法の少年院、更生保護事業法の更生保護施設等に収容されている障がいのある人も対象とされました。

(エ) 地域生活支援事業への追加

地域生活支援事業に障がいのある人に対する理解を深めるための研修や啓発を行う事業、意思疎通支援を行う人を養成する事業等が追加されました。

3 基本的な視点

(1) 障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

(ア) 障がい者等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに障がい者等が必要とする障がい福祉サービスその他の支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図っていくことを基本とします。

具体的には、ノーマライゼーションの理念の下、障がいの種別、程度を問わず、障がい者が自らその居住する場所を選択し、その必要とする障がい福祉サービスその他の支援を受けながら、障がい者の自立と社会参加、また、一人一人が自分らしい暮らしの実現を図ることを基本として、障がい福祉サービス提供の基盤整備を進めます。

(2) 市町村を基本とした身近な実施主体と障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービスの実施等

(ア) 障がい者等が地域で障がい福祉サービスを受けることができるよう当市を実施主体の基本とします。

総合支援法の施行により、それまで身体障がい、知的障がい、精神障がいと障がい種別ごとに分かれていた障がい福祉サービスが一元化されました。当市では、サービス提供の実施主体として、サービスを必要とする方のニーズにあった総合的な障がい福祉サービス等の充実に努めます。

(3) 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

- (ア) 地域生活支援の拠点づくり、インフォーマルサービス（法律や制度に基づかない形で提供されるサービス）の提供等、地域社会資源を最大限に活用します。
- (イ) 体制整備については、関係者や障がい者本人が参画して行う議論を踏まえた上で、当市及び長野県が定める障がい福祉圏域ごとの整備の在り方を計画に位置付けます。

具体的には、障がい者の自立支援の観点から、地域生活への移行支援や就労支援といった重要な課題に対応したサービスの提供体制を整えるとともに、障がい者の生活を地域全体で支えるシステムを実現するために、北信地域障害福祉自立支援協議会と連携を図りながら、地域の社会資源を活用して基盤整備を進めます。

障がい者の自立と社会参加を基本とする障害者基本法の理念及び飯山市障がい者計画（平成24年度～平成29年度）の理念である「障がい者の自立を目指しながら、誰もが住み慣れた地域で、ありのままに地域住民とともに生きる社会を創ること」を踏まえ、次に掲げる点に配慮して、第4期障がい福祉計画を策定し、推進していきます。

4 障がい福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業の確保に係る考え方

障がい福祉サービスの提供体制の確保にあたっては、基本理念を踏まえ、次に掲げる点に配慮して数値目標を設定し、計画的な整備を行います。

(1) 必要な訪問系サービスを提供

今後も訪問系サービスの充実に努め、ニーズに対応した訪問系サービスを提供していきます。

(2) グループホームの充実を図り、入所施設や病院から地域生活への移行を推進

地域における居住の場としてのグループホームの充実を図るとともに、自立訓練等の推進により、施設入所や入院から地域生活への移行を進めます。

(3) 福祉施設から一般就労への移行を推進

就労移行支援事業等の推進により、福祉施設利用から一般就労への移行を進めるとともに、福祉施設での雇用の場を提供します。また、就労期間の安定と長期化を図るため、ジョブコーチ制度等の利用を促進します。

(4) 障がい児支援の提供体制の確保

障がい児の支援については、子育て支援計画等の整合性を図り、当該計画に沿った取り組みを進めます。

居宅介護や短期入所等の障がい福祉サービス、児童福祉法に基づく障がい児支援等の専門的な支援の確保及び共生社会の形成促進の観点から教育・保育等の関係機関とも連携を図った上で、障がいのある児童及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を図ります。

(5) 相談支援体制の充実

障がい者、とりわけ重度の障がい者等が地域において自立した日常生活や社会生活を営むためには、障がい福祉サービスの提供体制の確保とともに、こうしたサービスを適切に利用できるようにするための相談支援体制の構築が不可欠です。相談支援事業を適切かつ効果的に実施するためには、事業者、雇用、教育、医療等の関連する分野の関係者からなる北信地域障害福祉自立支援協議会を中心に関係機関のネットワークや地域支援体制のあり方を協議し、体制整備を推進します。

(6) 障がい者虐待の防止

「障がい者虐待の防止、障がい者の擁護者に対する支援等に関する法律」に基づき、福祉事務所内に設置している障がい者虐待防止センターの機能及び関係機関との連携を強化します。

5 計画期間

第4期障がい福祉計画は、平成27年度から平成29年度までを、計画期間とします。ただし、今後の制度改革の動向などに柔軟に対応するため、必要に応じて見直しを行うものとしします。

項 目	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
障がい者計画	→		見直し	→					見直し
障がい福祉計画	→		見直し	→			見直し	→	
前年度の計画進捗状況の点検				毎年6月実施			毎年6月実施		

第2章 平成29年度の数値目標の設定

1 施設入所者の地域生活への移行

平成25年度の状況 (基準時点)	平成29年度の目標値 (終了時点)	達成率の目標	
		市	県
施設入所者数 34人	移行者数 5人以上	12.0%以上	12.0%以上
・平成29年度末移行者数 計5人以上(14.7%)を目標とする。			

2 施設入所者の退所数

平成25年度の状況 (基準時点)	平成29年度の目標値 (終了時点)	達成率の目標	
		市	県
施設入所者数 34人	退所者数 7人以上	4.0%以上	4.0%以上
・平成29年度末退所者数 計7人以上(20.6%)を目標とする。			

3 地域生活支援拠点等の整備（整備の方策）

平成25年度の状況 （基準時点）	平成29年度の目標値 （終了時点）	備 考
0 か所	G H + 短期入所 1 か所	

平成27年度に北信圏域内に支援拠点（グループホーム（GH）+短期入所）を1か所整備予定とし、その支援拠点を核にした面的な体制の構築について検討協議します。そして、29年度までに支援拠点の運用を開始し、支援拠点を核とした圏域内の面的な体制を構築します。

4 福祉施設利用から一般就労への移行

平成25年度の状況 （基準時点）	平成29年度の目標値 （終了時点）	備 考
2 人	平成29年度までの 一般就労者数 累計4人以上	長野県の目標 平成25年度の実績の2.0倍以上 （各年度1人以上を見込みます。）

平成29年度において、福祉施設利用者のうち就労移行支援などを通じ、一般就労へ移行する障がい者について、数値目標を設定します。

5 就労移行支援事業利用者数（年度末1か月の実利用者数）

平成25年度の状況 （基準時点）	平成29年度の目標値 （終了時点）	備 考
8 人	平成29年度8人以上	

平成29年度において、就労移行支援事業利用者数数値目標を設定します。

第3章 自立支援給付サービスの見込量と そのサービス量確保のための方策

1 訪問系サービス

＜居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援＞

＜サービス内容＞

○居宅介護

居宅における入浴、排せつ、食事の介護や家事等を行います。また、在宅者の通院時等の介護サービス等を提供します。

○重度訪問介護

肢体に重度の障がいがあり常時介護を要する人（18歳以上）が対象で、居宅における入浴、排せつ、食事の介護などから、外出時の移動中の介護を総合的に行うサービスを提供します。

○同行援護

重度の視覚障がいのある人（児）の外出時に同行し、移動に必要な情報の提供や移動の援護を行います。

○行動援護

知的または精神障がいにより、行動上著しい困難がある人で常時介護を要する人が対象になります。行動の際に生じ得る危険を回避するための援護や、外出時の移動中の介護などのサービスを提供します。

○重度障害者等包括支援

常時介護を必要とする人で、介護の必要の程度が著しく高い人を対象とし、居宅介護をはじめとする福祉サービスを包括的に提供します。

＜サービス量の見込み＞

(1か月当たりの平均)

サービス名	単 位	H25年度 実績	H27年度	H28年度	H29年度
居宅介護	時間	250	250	300	300
	人	25	30	35	35
重度訪問介護	時間	0	0	0	0
	人	0	0	0	0

サービス名	単 位	H25年度 実績	H27年度	H28年度	H29年度
同行援護	時間	0	0	0	0
	人	0	0	0	0
行動援護	時間	250	250	250	285
	人	8	10	10	12
重度障害者等包括支援	時間	0	0	0	0
	人	0	0	0	0

平成25年度の実績量をもとに平成23年度から平成25年度までの増加量等を勘案して見込みました。また、重度訪問介護等過去に実績のないサービスは、0としました。

<サービス量の確保策>

本市は現在、2カ所の訪問系サービス提供事業所があります。また、市内を対象にサービスの提供を行っている事業所は、以下の3か所です。

事 業 者	住 所
北信圏域障害者生活支援センター	中野市大字田上清水脇 103
有限会社 ゆりかご	飯山市大字静間 2900-2
飯山市社会福祉協議会	飯山市大字飯山 1211-1

障がい者が地域で暮らしていくためには、訪問系サービスは必要不可欠であり、これからも利用量の増加が見込まれるため、ヘルパー等の確保に努めます。また、市町村の枠にとらわれず、近隣市町村でサービスを補い合えるような体制作りを進めていきます。

2 日中活動系サービス

＜生活介護、自立訓練（機能訓練、生活訓練）、就労移行支援、
就労継続支援（A型、B型）、療養介護、短期入所＞

＜サービス内容＞

○生活介護

常時介護を必要とする人を対象に、主に昼間、障がい者支援施設などで行われる入浴、排せつ、食事の介護や、創作活動又は生産活動の機会の提供などのサービスを提供します。（18歳未満については、児童福祉法に基づく施設給付の対象）

○自立訓練（機能訓練、生活訓練）

自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、一定期間、身体機能や生活能力向上のために必要な訓練等を行います。

○就労移行支援

一般就労を希望する人を対象に、一定期間、生産活動その他活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

○就労継続支援（A型、B型）

通常の事業者で雇用されることが困難な人を対象に、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を提供します。利用者が事業所と雇用契約を結ぶA型（雇成型）と雇用契約を結ばず訓練等を受けるB型（非雇成型）があります。

○療養介護

医療を要する障がい者で常時介護を要する人を対象に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下での介護や日常生活上のサービスを提供します。

○短期入所（福祉型）

介護者が病気などの理由により、障がい者支援施設等への短期間の入所が必要な人を対象に、入浴、排せつ、食事の介護等のサービスを提供します。

○短期入所（医療型）

短期入所（福祉型）に併せて治療を行うのが医療型です。

<サービスの見込み>

(1か月当たりの平均)

サービス名	単 位	H25年度	H27年度	H28年度	H29年度
生活介護	人日分	915	940	1,000	1,050
	人	47	50	53	55
自立訓練（機能訓練）	人日分	50	50	50	60
	人	3	3	3	4
自立訓練（生活訓練）	人日分	66	50	70	70
	人	4	3	4	4
就労移行支援	人日分	130	82	82	98
	人	8	6	7	8
就労継続支援（A型）	人日分	16	16	16	30
	人	1	1	1	2
就労継続支援（B型）	人日分	778	965	965	1,012
	人	49	61	61	64
療養介護	人	7	7	7	8
短期入所(福祉型)	人日分	55	35	35	35
	人	4	4	4	4
短期入所(医療型)	人日分	0	0	0	0
	人	0	0	0	0

※ 人日分とは？

支給決定している障がい者の1か月間(1年間)の生活介護の利用日数が、Aさん15日/月(180日/年)、Bさん22日/月(264日/年)、Cさん14日/月(168日/年)の場合、**合計51日/月(612日/年)÷22日(264日)(通所系は22日、入所系は30日)=2.32人(2.32人) ⇒1日当たりの平均利用者数**

全体的には、どのサービスも平成25年度実績及び、23～25年度の増加量を勘案して見込みました。また、療養介護については25年度実績と同数で見込んでいます。なお、短期入所（医療型）は、今まで利用者がいないので0で見込んでいます。

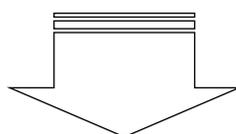
<サービス量の確保策>

日中活動系サービスについては、利用者の希望や状況に応じて居住系サービスと組み合わせてサービスを組み立てられるようになり、多様なサービス確保が必要です。

また、第3期計画策定時から、市内にある事業所は以下のとおり定員が変更したり、変更予定となっています。

〈第3期障害福祉計画〉

サービス名	事業所名	定員
就労継続支援B型	ふっくら工房 ふるさと	60人
就労移行支援	ふっくら工房 ふるさと	20人
就労継続支援B型	棚田の杜 ほくずい	28人
自立訓練（生活訓練）	棚田の杜 ほくずい	12人
飯山市地域活動支援センター	雁木ぷらざ内	15人



〈第4期障害福祉計画〉

サービス名	事業所名	定員
就労継続支援B型	ふっくら工房 ふるさと	60人
就労移行支援	ふっくら工房 ふるさと	20人
就労継続支援B型	棚田の杜 ほくずい	<u>20人</u>
生活介護	棚田の杜 ほくずい	<u>20人</u>
飯山市地域活動支援センター	雁木ぷらざ内	15人
自立訓練（生活訓練）	わっこ	<u>20人</u>

平成20年に、地域活動支援センターの機能が入っている多機能型障がい者活動支援センター「雁木ぷらざ」及び「雁木ぷらざ」内に、「北信圏域障害者就業・生活支援センター」も開所し、事業所から企業への橋渡し役として障がい者の就労を支援しています。

また、平成27年1月から自立訓練施設「わっこ」が、NPO法人「ここから」により開所されたことにより、新規分として見込んでいます。

3 居住系サービス

<共同生活援助(グループホーム)、施設入所支援>

<サービス内容>

○共同生活援助（グループホーム）

共同生活を行う住居において、入浴、排せつ及び食事等の介護等を行ったり夜間や休日、相談や日常生活上の援助を行います。

○施設入所支援

施設に入所する人に、主に夜間に提供される、入浴、排せつ、食事の介護などのサービスを提供します。

<サービスの見込み>

(月当たりの平均)

サービス名	単 位	H25年度	H27年度	H28年度	H29年度
共同生活援助	人	43	43	45	45
施設入所支援	人	31	31	31	31

「共同生活援助（グループホーム）」については、第3期障がい福祉計画策定時に設定した見込み量を上回りました。今後は、退院可能な精神障がい者や施設入所者の地域生活移行のための生活の場として、利用者の増加が見込まれます。

<サービス量の確保策>

病院や入所施設からの地域移行を進めていく中では、「共同生活援助（グループホーム、ケアホーム）」の整備が求められます。上記のサービス見込量を確保するため、北信圏域では北信地域障害福祉自立支援協議会で、障害福祉サービスの基盤整備として必要な事業所数等を協議してきました。今後、社会福祉法人やNPO法人等が中心となり障がい福祉サービスの基盤整備を進め、飯山市内では、以下のとおり事業所数の確保を目指します。

〈事業所数の見込〉

サービス名	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
共同生活援助 (グループホーム)	11	11	11	12
施設入所支援	1	1	1	1

さらには、障がい者と地域住民がともに安心して地域で住み続けられるよう、見守りとうど衆や民生委員などの関係団体と連携を図り、地域の協力、理解を得ながら障がい者の地域生活移行を進めていきます。

4 相談支援

<計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援>

<サービス内容>

○計画相談支援

支給決定前又は支給決定変更前に、サービス等利用計画・障がい児支援利用計画案を作成します。支給決定又は変更後、サービス事業者等との連絡調整や計画の見直しを行います。

○地域移行支援

障がい者支援施設等に入所している障がい者又は精神科病院に入院している精神障がい者を対象に住居の確保や地域における生活に移行するための活動に関する相談等を行います。

○地域定着支援

居宅等において単身で生活している障がい者や施設・病院から退所・退院した者や地域生活が不安定な障がい者に対して、常時の連絡体制を確保し、緊急事態の際に相談や緊急訪問等を実施します。

<サービスの見込み>

(1か月当たりの平均)

サービス名	単 位	H25年度	H27年度	H28年度	H29年度
計画相談支援 新規 継続	人	34	5 29	5 30	5 30
地域移行支援	人	1	2	2	3
地域定着支援	人	1	2	2	3

「計画相談支援」は、平成27年度から平成29年度の3年間で、サービス利用の全対象者を見込みました。「地域移行支援」については、入院中の精神障がい者の地域移行と施設入所者の地域移行を勘案し、モニタリング年2回実施とし、月あたり2人を見込みました。また、「地域定着支援」については、前年度に地域移行支援を受けた人についてモニタリング年1回実施として見込みました。

<サービス量の確保策>

サービス等利用計画作成もひとまず終了したことから、必要性の高いと思われる人から進めるとともに、相談支援の提供体制の拡大を図ります。

**<児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、
医療型児童発達支援、福祉型児童入所支援、医療型児童入所支援、
障がい児相談支援>**

<サービス内容>

○児童発達支援

障がいをお持ちの未就学児を対象にした通所訓練施設です。療育や機能訓練に特化した施設、幼稚園等の代わりにほぼ毎日サービス利用するケースがあります。

○放課後等デイサービス

主に小学生～高校生までの学校に通っている障がい児が、学校の帰りや土・日・祭日などの学校休業日や長期休暇に利用する通所訓練施設です。

○保育所等訪問支援

障がい児施設で指導経験のある児童指導員等が、保育所等を隔週程度で訪問し、障がい児や保育所等のスタッフに対し、障がい児が集団生活に適応するための専門的な支援を行います。

○医療型児童発達支援

発達支援に併せて治療を行うのが医療型です。

○福祉型児童入所支援

障がいのある児童を入所させて、保護、日常生活の指導及び、自活に必要な知識や技能の付与を行います。

○医療型児童入所支援

福祉型に併せて治療を行うのが医療型です。

○障がい児相談支援

障がい児が児童発達支援等を利用する前に、利用計画を作成し、支援開始後一定期間ごとにモニタリング等の支援を行います。

＜サービスの見込み＞

(1 か月当たりの平均)

サービス名	単 位	H25年度	H27年度	H28年度	H29年度
児童発達支援	人日分	13	13	13	13
	人	2	2	2	2
放課後等デイサービス	人日分	40	40	40	40
	人	2	2	2	2
保育所等訪問支援	人日分	0	0	0	0
	人	0	0	0	0
医療型児童発達支援	人日分	0	0	0	0
	人	0	0	0	0
福祉型児童入所支援	人	0	0	0	0
医療型児童入所支援	人	0	0	0	0
障がい児相談支援	人	2	4	4	4

「児童発達支援」、「放課後デイサービス」、は、平成 25 年度実績からサービス量を同程度と見込みました。「障がい児相談支援」は、今後増えると思われますので、増加で見込みました。「保育所等訪問支援」、「医療型児童発達支援」、「福祉型・医療型児童入所支援」は、実績がありませんので0で見込みました。

＜サービス量の確保策＞

今までと同様に、子ども課相談室、子育て支援係及び、保健師と連携を取りながら進めていきます。

サービス名	事業所名	定 員
児童発達支援	北信圏域障害者生活支援センター	—
放課後等デイサービス	くらぶD O	10人

第4章 地域生活支援事業のサービス見込量と そのサービス量確保のための方策

1 必須事業

(1) 相談支援事業

<サービス内容>

○理解促進研修・啓発事業

地域住民に対して、障がい者の理解を深めるための研修や啓発（イベントや教室の開催、パンフレットの配布等）を行い共生社会の実現を図る事業です。

○障がい者相談支援事業

障がい者等のさまざまな相談に応じ、必要な情報の提供や助言を行います。

○地域自立支援協議会

中立・公平な相談支援事業の推進、関係機関の連携強化、社会資源の開発・改善のための協議会の運営を行います。北信6市町村で共同実施。

○住宅入居等支援事業

賃貸契約による一般住宅等への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障がい者に対し、入居の調整や家主等への相談や助言を行い、障がい者の地域移行を図ります。

○成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の利用が有効と認められる知的障がい者・精神障がい者に対して、成年後見制度の利用を支援し、必要に応じて申し立てに要する経費及び後見人等の報酬の全部または一部を助成します。

○成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を、確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援します。

＜サービス量の見込み＞

事業名	H25年度	H27年度	H28年度	H29年度	備考欄
	実施	実施見込	実施見込	実施見込	
理解促進研修・啓発事業	○	○	○	○	北信6市町村（飯山市・中野市・山ノ内町・木島平村・野沢温泉村・栄村）共同で社会福祉法人高水福祉会に委託して実施。
障がい者相談支援事業（基幹相談支援センター）	○ （1か所）	○ （1か所）	○ （1か所）	○ （1か所）	
地域自立支援協議会	○	○	○	○	
市町村相談支援機能強化事業	○	○	○	○	
住宅入居等支援事業	—	—	—	—	
成年後見制度利用支援事業	0	1	2	2	実利用見込み者数
成年後見制度法人後見支援事業	0	1	1	1	

理解促進研修・啓発事業については、障がいのある方が社会生活を営むうえで生じる「社会的障壁」を除去するため、各種研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを強化することで、共生社会の実現を図っていきます。

障がい者相談支援事業については、より専門的な人材を配置できる相談支援機能強化事業も含め、北信6市町村共同で社会福祉法人高水福祉会の北信圏域障害者総合相談支援センターに事業を委託しています。身体、知的、精神の3障がいに対応した、専門的かつ総合的な相談支援を提供する体制が確保されています。また、飯山市、中野市、山ノ内町、木島平村、野沢温泉村、栄村の北信6市町村を圏域として、平成19年1月24日に地域の障がい福祉のシステムづくりの中核的な役割を果たす協議の場として、北信地域障害福祉自立支援協議会を設置しました。

本協議会の運営事務局は、障がい者相談支援事業の業務内容に含めて、社会福祉法人高水福祉会の北信圏域障害者総合相談支援センターに委託しています。現在、北信地域障害福祉自立支援協議会では全体会、運営委員会及び各専門部会が運営され、事業者や各機関の情報交換や障がい者への支援の連携が図られています。市では、このような協議会の活動が充実するよう、市も当事者として、今後も継続して積極的に関わっていきます。成年後見制度利用支援については、平成23年度に実施要綱等を整備し、支援体制を整えました。

また、平成27年度中には、北信圏域で権利擁護センターを共同設置し運営を始めることから、今後の成年後見制度利用に寄与することと見込んでいます。

＜サービス見込量の確保のための方策＞

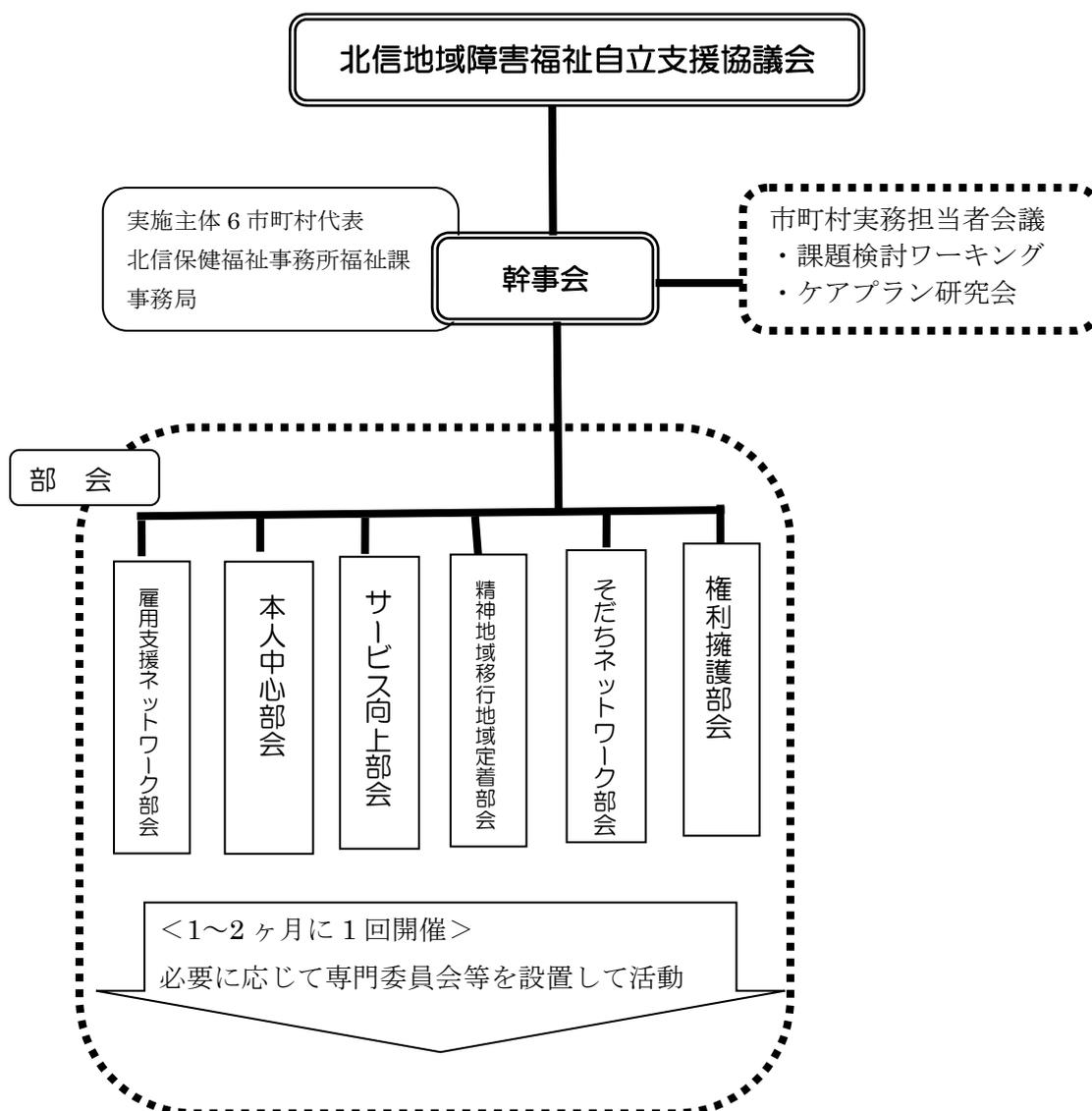
障がい者相談支援事業は今後も継続して実施し、より迅速かつ的確な相談支援に努めます。北信地域障害福祉自立支援協議会の各部会では、個別支援会議では解決できない困難ケースの検討を行っていますが、今後、障がい者に対する虐待の未然防止はもとより、虐待が発生した場合の迅速かつ適切な対応と再発防止に向けたシステムの整備の検討・推進にも、北信地域障害福祉自立支援協議会を活用していきます。本協議会では、課題ごとにそれぞれ部会を設けて、より具体的な課題を協議、検討・推進する体制の整備を進めていきます。

住宅入居等支援事業は現在未実施ですが、今後グループホームやケアホームの整備を中心に進めていくなかで、サービスの需要に応じて検討していきます。

成年後見制度利用支援については、現在、65歳以上の高齢者については、権利擁護事業の一つとして市の地域包括支援センターでその役割を担っています。しかし、65歳以上の高齢者、65歳未満の障がい者やその家族の抱える困難事例に 대응するため、平成27年度には北信地域権利擁護センターを設置して、常時専門的な知識を持つ人員の配置により、北信地域障害福祉自立支援協議会や市地域包括支援センター、市社会福祉協議会等と連携し、権利擁護やその相談支援の充実を図っていきます。

北信地域障害福祉自立支援協議会 イメージ図

実施主体…6市町村、事務局…北信圏域障害者総合相談支援センター



(2) 意思疎通支援事業

<サービスの内容>

○意思疎通支援事業

聴覚及び音声、言語機能に支障がある障がい者等に、手話通訳者、要約筆記者を派遣して意思疎通の円滑化を図ります。また、手話通訳者を市役所等に設置して聴覚及び音声、言語機能に支障がある障がい者等の支援を行います。

<サービス量の見込み>

事業名	H25年度	H27年度	H28年度	H29年度	備考欄
手話通訳者、 要約筆記者 派遣事業	実利用 件数	実利用見 込み件数	実利用見 込み件数	実利用見 込み件数	年間
	3件	3件	3件	3件	
手話通訳者 設置事業	実設置 者数	実設置見 込み者数	実設置見 込み者数	実設置見 込み者数	年間
	0人	0人	0人	0人	

意思疎通支援事業では、手話通訳者、要約筆記者派遣事業の実利用者数は、年間3件を見込みました。

<サービス見込量の確保のための方策>

手話通訳者の派遣は、北信保健福祉事務所福祉課において行われており、管内の需要の多くが満たされています。今後も、県に手話通訳者の設置継続を要望しながら、手話通訳者設置も需要や状況に応じて検討していきます。また、手話奉仕員及び要約筆記奉仕員の派遣も本事業で行っており、聴覚障がい者等の社会参加を進めるために、今後も継続していきます。さらに、利用対象者に対しては、サービス利用方法などの周知にも努めます。

(3) 日常生活用具給付事業

<サービスの内容>

○日常生活用具給付事業

障がいに応じて、自立した日常生活や在宅生活を支援するための用具の給付や住宅改修への補助を行います。

<サービス量の見込み>

事業名	H25年度	H27年度	H28年度	H29年度	備考欄
	給付実績 件数	給付等見 込み件数	給付等見 込み件数	給付等見 込み件数	
介護訓練支援用具	11	12	13	15	年間
自立生活支援用具	40	42	42	45	年間
在宅療養等支援用具	13	15	15	15	年間
情報・意思疎通支援用具	43	45	45	45	年間
排泄管理支援用具	273	275	275	275	年間
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	3	2	2	2	年間

第3期の実績では、排泄管理支援用具への支給頻度が高く、今後もこの傾向は続くと予想されます。

<サービス見込量の確保のための方策>

利用者の希望を把握し、日常生活の便宜が図れる用具について、対象品目の見直しを行い、障がい者の日常生活を支援していきます。

(4) 移動支援事業

<サービスの内容>

○移動支援事業

社会生活に必要な移動や外出を容易にするとともに余暇活動等の社会参加のための外出時の移動を支援します。

<サービス量の見込み>

(1か月当たりの平均)

事業名	H25年度		H27年度		H28年度		H29年度	
	実利用者数	延べ利用時間数	実利用見込み者数	延べ利用見込み時間数	実利用見込み者数	延べ利用見込み時間数	実利用見込み者数	延べ利用見込み時間数
移動支援事業	55人	330時間	60人	360時間	60人	360時間	60人	360時間

移動支援事業の利用は、利用者のニーズとしても、「余暇活動への利用」が移動支援事業の重要な位置づけにあり、今後の利用増加を見込んでいます。

<サービス見込量の確保のための方策>

利用者のニーズが増加している状況の中、事業所のマンパワー不足で利用が進まない状況も見受けられます。北信地域障害福祉自立支援協議会とも連携しつつ、事業者の育成を行っていく必要があります。また、移動支援事業の制度についても、個別支援、グループ支援等の様々なメニューを用意するとともに、利用しやすい制度を目指して、引き続き整備に努めていきます。

(5) 地域活動支援センター

<サービスの内容>

○地域活動支援センター

障がい者の地域生活を支援するため、創作活動の場や生産活動の機会の提供、地域社会との交流との促進を図ります。

<サービス量の見込み>

(月当たりの平均)

事業名	H25年度		H27年度		H28年度		H29年度	
	実施 か所数	実利用 者数	実施見 込み か所数	実施見 込み か所数	実利用 見込み 者数	実利用 見込み 者数	実施見 込み か所数	実利用 見込み 者数
地域活動支援 センター	1か所	5人	1か所	15人	1か所	15人	1か所	15人

飯山市では、地域活動支援センターを「雁木ぷらざ」内に1か所設置し、平成20年1月から高水福祉会に委託して事業を実施しています。地域活動支援センターは、在宅で社会との接点のない人や長期入院している精神障がい者が退院後に気軽に通える「日中の居場所」としての役割を担っています。

<サービス見込量の確保のための方策>

今後も、利用者の増加が見込まれる中で、障がいのある人が安心して利用できる居場所を設置し、相談支援機能の強化や創作的活動及び地域との交流の場としての内容の充実を図り、周知に努めて、利用の促進につなげていきます。

2 任意事業（その他の事業）

（1）日中一時支援事業

<サービス内容>

○日中一時支援事業

障がい者等の家族の就労支援及び日常的に介護している家族の一時的な休息のため、日中に障がい福祉サービス事業所等において、障がい者等に活動の場を提供し、見守り、社会に適応するための日常的訓練その他必要な支援を行います。

<サービス量の見込み>

（月当たりの平均）

事業名	H25年度実績		H 27年度		H 28年度		H 29年度	
	人	時間	人	時間	人	時間	人	時間
障がい者	16	177.75	15	174.35	16	177.29	17	180.28
障がい児	12	221.79	12	212.92	13	223.39	14	234.38

・実利用見込み者数（左欄）と延べ利用見込み時間数（右欄）

日中一時支援事業は、平成23年度から平成25年度については人数も時間数も横ばい状態なので、今後も同程度と見込みます。

<サービス見込量の確保のための方策>

本事業を実施する事業主体については、障害者総合支援法に基づく事業所だけでなく、介護保険事業所やNPO法人等にも指定の幅を広げ、サービス量の確保に努めていきます。

(2) 社会参加促進事業

<サービスの内容>

○社会参加促進事業

障がい者（主に身体障がい者）の「自らが運転する自家用車の改造」に対して補助を行います。また、聴覚障がい者との交流活動の促進のために、手話講習会、要約筆記講習会、点字講習会等の奉仕員養成研修を実施します。

<サービス量の見込み>

事業名	H25年度	H27年度	H 28年度	H 29年度	備考欄
奉仕員養成研修事業	13人	15人	15人	15人	手話奉仕員 研修修了者数
	3人	3人	3人	3人	手話奉仕員 登録見込者数
	0人	0人	0人	0人	要約筆記奉仕員 研修修了者数
	2人	2人	2人	2人	要約筆記奉仕員 登録見込者数
自動車改造 助成事業	1件	1件	1件	1件	年間件数

自動車改造費助成事業については、これまでの実績から今後も継続して実施してまいります。また、奉仕員養成研修事業については、研修修了者数を見込んでいます。今後、益々必要性が高まると想定される手話通訳奉仕員等の養成研修の実施をしてまいります。

<サービス見込量の確保のための方策>

自動車改造費助成事業については、社会参加が見込まれる障がい者が必要に応じて有効に活用できるよう、情報提供に努めてまいります。また、手話奉仕員養成研修事業は、飯山市社会福祉協議会に委託して実施しています。引き続き事業実施をしていきたいと考えています。また、長野県等で実施する研修会等の広報に努めてまいります。